

第52回 愛媛マラソンコンテスト規約

昨年からの変更点

- ◎種目コードを新たに導入
- ◎愛媛県ナンバー（マルチプライヤー）変更。・・・島のマルチプライヤー復活
- ◎区ナンバーをマルチプライヤーから削除
- ◎電子ログの仕様を一部変更
- ◎同一得点の場合、入賞者のみ最終交信日時の早い方を上位とする
- ◎問い合わせ先の追記

1. 開催日時

令和8年 2月1日(日) 00:00(JST) ~ 2月10日(火) 23:59(JST)まで

2. 参加資格

日本国内のアマチュア局およびSWL（アマチュア局の電波を受信する個人をいう）

3. 使用周波数帯

JARL制定のコンテスト周波数帯を使用する。

なお、1200MHzバンド以上は、総務省告示の「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区分」によるものとする。

(JT65、FT8などデジタル通信等の型式は除く)

4. 参加部門および種目

今回より種目コードを導入するが、前回からの部門・種目の変更はない。

下記表に各種目コードを示す。なお、クラブ対抗は種目コードを導入せず、従来通りである。

(1) 部門・種目コード一覧

種目コード			
部門		県内局	県外局
個人局	電話	オールバンド	PAI
		1.9MHz	P19I
		3.5MHz	P35I
		7MHz	P7I
		14MHz	P14I
		21MHz	P21I
		28MHz	P28I
		50MHz	P50I
		144MHz	P144I
		430MHz	P430I
		1200MHz	P1200I
		2400MHz	P2400I
		5600MHz	P5600I
			P5600G

		10.1GHz	P10GI	P10GG
		24GHz	P24GI	P24GG
		47GHz	P47GI	P47GG
		77GHz	P77GI	P77GG
	ジュニア(注)		PJI	PJG
電信	オールバンド		XAI	XAG
SWL	電信電話	オールバンド	XSWLI	XSWLG
社団局		オールバンド	XSDI	XSDG

(注) ジュニアは、年齢が18歳以下(2月10日現在)のオペレータによる運用であり、オールバンドにエントリーしたものとみなす。

(2) クラブ対抗の部

提出されたクラブ局およびクラブ局員の得点を集計し提出

5. 交信方法

(1) 呼び出し

- ①電話の場合……C Q 愛媛マラソンコンテスト
- ②電信の場合……C Q E H I M E T E S T

(2) コンテストナンバー交換

次のナンバーを交換する。

①県内局

R S (T)符号による相手局のシグナルレポート + 自局の運用場所を示す愛媛県ナンバー

(例)相手局のシグナルレポートが「59」、自局の運用場所が松山市「3801」の電話によるコンテストナンバーは、「593801」とする。

(愛媛県ナンバーは、別表に記載)

②県外局

R S (T)符号による相手局のシグナルレポート + 自局の運用場所を示す 市・郡ナンバー。

(注)移動して運用している局は、コールサインの後に移動先のコールエリアを示す番号などを送出すること。

(例)四国での運用の場合、JA5YRL/5(電信の場合)、JA5YRL ポータブル5(電話の場合)

(3) 注意事項

- ①同一局との交信は、同一バンド内では1回のみ有効とする。
- ②県内局は、国内局との交信を有効とする。
- ③県内局は、愛媛県内で運用する局を示し、県内移動を有効とする。
- ④県外局は、愛媛県内局との交信のみを有効とする。

6. 交信上の禁止事項

(1) クロスバンドによる交信

(2) 個人局の同一または異なるバンドにおける2波以上の電波の同時発射

- (3) 社団局の同一バンドにおける 2 波以上の電波の同時発射
- (4) 社団局の複数地点からの同時刻運用
- (5) レピータによる交信

7. 得点およびマルチプライヤー

- (1) 県内局
 - ①得点
コンテストナンバーの交換が完全に行われた交信を 1 点とする。
ただし、同一バンドにおける重複交信(同一局との 2 回以上の交信をいう)は、1 交信を除き、電波型式が異なっても得点としない。
 - ②マルチプライヤー
完全な交信を行った相手局の運用場所を示す、異なる県外の市・郡ナンバー および 愛媛県ナンバー。ただし、オールバンド部門についてはバンドが異なれば同一局でもマルチプライヤーとする。
 - ③運用日数
- (2) 県外局
 - ①得点
コンテストナンバーの交換が完全に行われた愛媛県内局との交信を 1 点とする。
ただし、同一バンドにおける重複交信(同一局との 2 回以上の交信をいう)は、1 交信を除き、電波型式が異なっても得点としない。
 - ②マルチプライヤー
完全な交信を行った相手局の運用場所を示す、異なる愛媛県ナンバー。
ただし、オールバンド部門についてはバンドが異なれば同一局でもマルチプライヤーとする。
 - ③運用日数
- (3) SWL
 - ①得点
送信および受信局の呼出符号ならびに送信局のコンテストナンバーの完全な受信を 1 点とする。ただし、同一バンドにおける重複受信(同一局を 2 回以上受信することをいう)は、1 受信を除き、電波型式が異なっても得点としない。
 - ②マルチプライヤー
完全な交信を行った相手局の運用場所を示す、異なる愛媛県ナンバー。ただし、バンドが異なれば同一でもマルチプライヤーとする。
 - ③運用日数

8. 総得点の計算方法

- (1) オールバンドの場合
〔各バンドにおける得点の和〕 × 〔各バンドで得たマルチプライヤーの和〕 × 運用日数
- (2) シングルバンドの場合
〔当該バンドにおける得点の和〕 × 〔当該バンドで得たマルチプライヤーの和〕 × 運用日数

9. 書類の提出

(1) 電子ログによる場合

電子ログによる提出の場合、[JARL 規定](#)の様式で作成したテキストデータをメール本文に張り付けて提出先アドレス「ij5oaz@jarl.com」に送信する。なお、サマリーシートはVERSION=R2.1を使用すること。また、Ctestwinでの作成方法をJALR公式HPにて解説しているため、必要に応じて確認すること。

(2) 紙ログによる場合

J A R L 制定A 4 版様式の「サマリーシート」および「ログシート」)に準じて必要事項を記入すること。(愛媛県支部HP上にサマリーシート、ログシートのダウンロードを用意している)エクセルまたはログソフトで作成されたサマリー、ログシートの印刷提出も認めるが、その場合も JARL 制定のログシート配列と同等に限る。

紙ログ提出先 : 〒792-0035 新居浜市西の土居町 2-10-15

岡本 正弘 様方 J A R L 愛媛マラソンコンテスト係

提出期限及び提出先が異なる時は、失格とします。

料金不足の場合は受領しないで、返却を郵便局へ依頼いたします。

(3) 記入内容は下記の通りとする

- ① サマリーシートのコード欄へ、種目コードを記入すること。
- ② ジュニアの場合、生年月日をサマリーシートの意見欄に明記すること。
- ③ 社団局の場合、コンテスト中に運用した者の姓名、無線従事者資格を意見欄に明記すること。同欄に全部記入できない場合は、サマリーシートの裏面または別用紙に記入する。また、ログシートは交信ごとに運用した者の名前を記入すること。
- ④ クラブ対抗参加の場合、必ずクラブ代表者が参加メンバーの獲得点数一覧表を作成して提出のこと。(郵送・メール提出どちらでも可) 得点一覧表にはクラブ所在地の住所(市町村まで)を記入すること。参加者のサマリー・ログシートの代表者の取りまとめ提出は不要。クラブ対抗参加者は、サマリーシートの「登録クラブ対抗」に登録クラブ番号、登録クラブ名称を記載すること。代表者提出のクラブ獲得点数一覧表と整合性が無い場合は、無効とする。
- ⑤ 誓約文については、J A R L 制定の・・をJ A R L 愛媛県支部と読み替える。
(修正は不要)

(4) 書類

[参加部門および種目] のうち、いずれか1種目のみに提出すること。

- (5) 1バンドで200局を超える場合は、バンド毎にコールサイン順に並べたチェックリストを添付して提出すること、ただし電子ログ提出の場合は不要。

(4) 入賞対象局について、次に掲げる資料等の提出を求める場合がある。

ア. 重複する交信または受信局およびマルチプライヤーの確認資料(チェックリスト)

イ. 交信または受信時に記入したログ(オリジナルログ)

- (5) 提出締切日 2月末日。郵送の場合は当日消印有効

サービス局も1交信であっても提出していただくと助かります。

10. 賞

- (1) 入賞者は書類提出局数により、部門ごとに、10 局までは 1 位のみ、29 局までは 1 位および 2 位、30 局以上は 1 位から 3 位までとする。
同一得点の場合、入賞者のみ最終交信日時の早い方を上位とする。
表彰状の授与（JARL 会員に限る）は、「愛媛ハムのつどい」で行う。
当日参加出来ない方は郵送とする。
- (2) コンテストの参加シールを発行します。希望者は書類提出時に、返信用の定形封筒（郵便番号・住所・氏名・コールサインを明記のうえ 110 円切手貼付）を同封すること。
また台紙（参加シール 10 枚貼付可能）を希望する場合は、台紙および郵送料として 500 円の定額小為替を同封すること。

受付期間 3月1日から4月30日まで
あて先 〒792-0006 愛媛県新居浜市河内町 9-31
渡部 理教 様方 J A R L 愛媛県支部 宛

11. 失格事項等

- (1) 次の事項は、減点、失格とする。
- ①ログシートに記載されている交信または受信局のコールサイン等について、審査の結果、明らかに虚偽の記載が認められた場合。
 - ②集計中にマルチ二重計上、明らかに得点水増し等を発見した場合は失格、もしくは再計算の点数を計上いたします。
 - ③この規約に定める事項に違反した場合。
- (2) コンテスト結果に対して異議の申し立てを受け、裁定の結果失格となった局は、失格の日から 3 年間はコンテストに参加しても入賞を認めない。
- (3) (1)①、③および(2)の局は、コールサインおよび失格の理由を発表する。

12. 結果発表

J A R L N E W S 秋号（入賞者のみ）、および愛媛支部 H P、支部報に掲載します。

13. 異議の申し立て

本コンテストに関する異議等がある場合は、住所、氏名、コールサインおよびその理由を書面に明記し、J A R L 愛媛県支部へ申し立てることができる。

14. 各種問い合わせ

問い合わせ内容に応じて提出先が異なります。よくご確認の上問い合わせください。

コンテスト規約・ルールに関する問い合わせ

渡部支部長

電子ログに関する問い合わせ

jj5oaz@jarl.com

別表 愛媛マラソンコンテスト（マルチプレイヤー）

市町名(11市9町37島)			
3801	松山市	3804	八幡浜市
3801A	松山市怒和島	3804A	八幡浜市大島
3801B	松山市二神島	3804B	八幡浜市地大島
3801C	松山市津和地島	3805	新居浜市
3801D	松山市睦月島	3805A	大島
3801E	松山市野忽那島	3806	西条市
3801F	松山市中島	3807	大洲市
3801G	松山市興居島	3807A	大洲市青島
3801H	松山市釣島	3810	伊予市
3801I	松山市鹿島	3813	四国中央市
3801J	松山市安居島	3814	西予市
3802	今治市	3815	東温市
3802B	今治市岡村島	38001B	伊予郡松前町
3802C	今治市小大下島	38001C	伊予郡砥部町
3802D	今治市大下島	38003P	越智郡上島町（弓削島）
3802E	今治市大三島	38003PA	越智郡上島町岩城島
3802F	今治市大島	38003PB	越智郡上島町佐島
3802G	今治市津島	38003PC	越智郡上島町豊島
3802H	今治市伯方島	38003PD	越智郡上島町魚島
3802I	今治市鵜島	38003PE	越智郡上島町高井神島
3802J	今治市来島	38003PF	越智郡上島町生名島
3802K	今治市小島	38005F	上浮穴郡久万高原町
3802L	今治市馬島	38006D	喜多郡内子町
3803	宇和島市	38007F	北宇和郡松野町
3803A	宇和島市九島	38007G	北宇和郡鬼北町
3803B	宇和島市日振島	38010B	西宇和郡伊方町
3803C	宇和島市戸島	38012F	南宇和郡愛南町
3803D	宇和島市嘉島	38012FA	南宇和郡愛南町鹿島
3803E	宇和島市竹ヶ島		